

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.49 (2024.11.15)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 朝 (谷川俊太郎) P1
- ② 「朝」と『のらいぬ』に寄せて P2
- ③ オモシロ裁判体験記 P2~5
- ④ 2024 平和市民のつどいの裏で P5~9
- ⑤ 東大和市役所 市民団体配布物の適正化について P9~10
- ⑥ 案内・後記 P10

「自由と人権」HP



ご自由に
お持ちください

朝

谷川俊太郎

また朝が来てぼくは生きていた
夜の間の夢をすっかり忘れてぼくは見た
柿の木の裸の枝が風にゆれ
首輪のない犬が日だまりに寝そべっているのを

百年前ぼくはここにいなかった
百年後ぼくはここにいないだろう
あたり前なところのようできて
地上はきつと思いがけない場所なんだ

いつだったか子宮の中で
ぼくは小さな小さな卵だった
それから小さな小さな魚になって
それから小さな小さな鳥になって

それからやっとぼくは人間になった
十ヶ月を何十億年もかかって生きて
そんなこともぼくら復習しなきゃ
今まで予習ばかりしすぎたから

今朝一滴の水のすきとおった冷たさが
ぼくに人間とは何かを教える
魚たちと鳥たちとそして
ぼくを殺すかもしれぬけものとするら
その水をわかちあいたい



「朝」と『のらいぬ』に寄せて

ぼくの手元に『のらいぬ』（谷内こうた 絵 藏富千鶴子 文 至光社 刊）がある。カバーは破れ、本体もふちがすり切れ、紙面もヤケが目立つ。もう 50 年ぐらい前に購入したものだが、今でも手放さずにいる。ネットで検索したら、まだ同じ出版社かで発行しているようだ。興味のある方は手にしてみてもいいかな。

谷川俊太郎の「朝」という詩を読んだとき、この『のらいぬ』のシーンがなんとなく連想された。

「朝」は、目に見えないミクロのせかいから広大無辺な時空の世界までぼくらを自在にいざないながら、個のかけがえなさを感じさせてくれる作品であり、読むたびに新たな発見と感動がある。『のらいぬ』もページを開くごと、新しい出会いと気づきを与えてくれるだろう。

オモシロ裁判体験記

【裁判について】

通信 NO.47 に「裁判のススメ」を書きました。これを読んで、それならやってみようという奇特な人物はまず現れないだろうとはあきらめていましたが、あに凶らんや、住民監査請求棄却を受けて損害賠償請求に及んだ方がおられました。行政の対応について承服できない事態があった時、これを訴訟に持ち込むにあたっては、人によっては大きな決断を迫られることにもなり、容易に踏み出せないのが実情です。そんな中で訴訟に及んだ方には大きな声援を送りたいと思います。

ぼくはこれまで本人訴訟で 3 つの裁判に関わってきました。この通信を読んでくださっている方はご存じだと思いますが、「陳情裁判」（東大和市議会に提出した陳情が、中間市議会議長によって不当な処理がなされた事件）、「チラシ裁判」（東大和市立中央公民館長による違法なチラシ配置拒否事件）、弁護士報酬の違法な支払いを問題にした「住民訴訟」（高裁で控訴審継続中）の 3 件です。基本的にはこれらすべてを本人訴訟で取り組んできました。これ以前にもプライベートな面で家庭裁判所に関わったり、日の丸・君が代訴訟で集団訴訟の一原告として最高裁まで訴訟に関わったことはありましたが、本人訴訟は全く初めての経験でした。

一番初めに取り組んだ「陳情訴訟」では単発で弁護士に相談もし、時にはすべて弁護士に委任してしまおうかともかなり迷ったのですが、最終的には最高裁まで本人訴訟を貫きました。初めのうちは緊張して臨んだ裁判でしたが、何度もその門をくぐっているうちに周囲の状況もだんだんわかってきて、むしろ裁判所に群れを成す司法関係者の生態などを観察する余裕も生まれてきました。まさに習うよりも慣れるといった状態です。

これまでも各裁判の時々で「オモシロ」「おかしい」ことなどをお伝えてきましたが、次の口頭弁論までまだ間がある今、乏しい記憶を頼りに裁判でのあれこれを綴ってみたいと思います。

【瞬間決着剤（罪）、口頭弁論】

裁判というもの一般的なイメージはおおよそ次のようなものではないでしょうか。証言台の証人に対し検察官が厳しい質問をし、弁護士がそれに対し「裁判長！ 今の検察官の質問は誘導尋問にあたり、撤回を求めます。」などと検察官と弁護士が丁々発止とやりあう。しかしこれは刑事事件での公判の場面です。民事の場合はおおよそ様相が異なります。

初めに裁判官から原告・被告双方に提出書類（訴状・答弁書・準備書面など）の確認があり、次の口頭弁論日の調整が行われ、この日の「審理」は終了。ものの数分でオシマイです（ちなみに「公判」とは刑事事件の審理の呼び名であり、民事の場合は「口頭弁論」と言います。実は裁判を始めるまでこんなことすら知りませんでした）。

「何が口頭弁論だ！」と突っ込みを入れたくなるどころです。つまり民事の場合はほとんど文書のやり取りで審理は進んでいきま、原告・被告直接のやり取りはまずありません。裁判のシロートにとっては即答、即応しなくていいというメリットもありますが、緊張感に欠けること甚だしいです。しかも第 1 回の口頭弁論には被告代理人（弁護士）は出廷していないことが多いです。これは答弁書を事前に提出していれば出廷しなくても陳述したものとみなされるためです。【注 1】 ことのついでに言えば、判決当日にも弁護士は出廷していません（これについては別項で述べます）。

【注1】 民事訴訟法第 158 条「原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。」

【異空間・異言語】

法律の条文もそうですが、裁判所で使われる言葉はやたらと堅苦しく、時には意味不明なこともあります。先にあげた民事訴訟法第 158 条などは分かりやすいほうだと思のですが、同じ民事訴訟法の第 1 条はどうでしょう。そこには「民事訴訟に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。」とあります。これって何を言おうとしているか即座に分かりますか。指示語の「この」は民事訴訟法を指すことは分かりますが、「他の法令」って何だということになりますよね。例えば、日本国憲法第 82 条に「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」とあり、民事訴訟もこれに倣って公開で行うということが、その一例です。

つまり「民事訴訟は民事訴訟法及び関連する他の法律・法令に従って行われる。」ということなのです。回りくどいというか、わざとらしいというか、一事が万事この調子なのです。

それに法律用語自体がやたら難しいものが使用されています。「瑕疵」^{かし}「抵触」^{ていしょく}「阻却」^{そきやく}「疎明」^{そめい} などなど。「菓子」「定食」「お客」「氏名」じゃないですよ。「間違い」「触れる」「退ける」「明かす」でいいじゃないですか。裁判や法律では、一般人にはあえてわかりづらい表現を使っている感があります。

実はぼくも裁判に臨んでこんな用語を多用してしまってます。こういった非日常的な用語を使いこなしていることで、いつしかフツの人は違ふ、ホーリツの専門家然しているのかもしれない。愚かにも、自分がそうでした。反対にフツの人から見ると、このことにより裁判所というところは近づきがたい特殊な空間というイメージが形成されがちです。

使用される言葉の面から言っても、裁判所は確かに日常とはかけ離れた異空間、パラレルワールドといった趣があります。そして、特殊な空間を成り立たせている原因はこれだけではありません。

【威厳と形式】

「陳情裁判」における東京地裁立川支部での口頭弁論が、ラウンドテーブル法廷というところで開かれたことがあります。口頭弁論の第 1 回と 2 回（ここで年度替わりになり裁判長が交代しました。）と判決言い渡しを除くすべての口頭弁論（第 3 回～9 回）がラウンドテーブル法廷だったことを考えると、法廷の都合がつかなかったというよりは、おそらく裁判長の好みだったのでしょう。この法廷は、通常は少額の訴訟を扱う場合や、弁論の準備手続きに使われているようです。

ラウンドテーブル法廷というのは、楕円形のテーブルに裁判長を挟んで原告と被告が着席して審理手続きが進められます。裁判長も通常の法廷に臨む場合と違って法服という黒い上着を着用せず、普通のスーツ姿です。その他細かなことは忘れてしまいましたが、きわめてラフな感じで審理が進められます。もちろん傍聴席も柵を隔てて後方に用意されています。裁判長は比較的若い方でした。それ以降の裁判は通常の法廷で開かれたので、この 7 回の口頭弁論は今となっては貴重な機会だったと言えます。

このテーブルラウンド法廷を経験してしまうと、通常の法廷がいかに異様なものかが感じられます。書記官が事件番号を読み上げ開廷を宣言すると、真っ黒な法服をつけた裁判官が一段高いところから訴訟指揮を始めます。何で上から、何で真っ黒、フツにできないの？ 多分できないんでしょう。威厳を保つ儀式のようなものだから。

裁判官は法廷では専制君主のようなものです。裁判官の一言で退廷させられてしまうし、「これで結審」と言われれば審理はお開き、判決を待つしかありません。内容に論理的矛盾が見受けられようと、事実にはたがう指摘があろうと、重大な未見落としや無視があろうと、判決は絶対で、これを覆すためには上訴するしかありません。【注 2】「泣く子と裁判官には勝てず」です。その意味ではラウンドテーブル法廷で審理を進めた裁判官も同じです。

裁判官の威厳と権威は、儀式と形式、そして絶対的権力に支えられていると言っても過言ではありません。それゆえ裁判所には世の変革の波が及びにくいのです。印鑑主義ばかり、ネット活用・デジタル対応の遅ればかりです。それでいて重大事件の記録を形式的に廃棄してしまう、これが、いつまでたっても保守的で頑迷な裁判所の実態です。そしてこの傾向は「上」に行くほど強まり、「おみくじ」で「吉」が出る確率は低くなります（「おみくじ」については後で触れます）。

【注2】日本国憲法第76条第3項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

【モダンタイムス】

以下は通信 NO. 24 の「まるで流れ作業—これでいいのか?! 裁判所の形式主義—」（通信 5 頁）として書いた内容と共通します（自由と人権 HP のバックナンバーをご参照ください）。

裁判というものは、判決言い渡しが行われる演劇で言えばフィナーレにあたり、関係者が全員顔をそろえて、ワクワク、ドキドキして迎えるものだと思っていました。ところがこれは完全な勘違い。刑事訴訟は体験したことがないのでわかりませんが、民事に限って言えば、通常の裁判（原告・被告の訴訟代理人弁護士が審理に臨む裁判）では、判決言い渡し当日に弁護士が出廷することはほとんどないようです。当事者を含む関係者が判決言い渡しに出廷するのはむしろ例外的で、本人訴訟の場合や、注目されている裁判の場合に限られます。

これは判決言い渡しに当事者・代理人は出廷の義務はなく、民事訴訟法で当事者・代理人が不在でも判決言い渡しができるということと、後日判決文は当事者か代理人に送達されることになっているからです。【注3】

では通常はどのように判決言い渡しが行われているかというと、（垣間見ただけなので全体像は描けませんが、）およそ次のような光景になると思います。当事者が誰もいない法廷で、黒い法服を着用した裁判官が一段高い専用の席に着き、同じく法服を着用した書記官が書記官席で事件番号を読み上げます。裁判長が判決文を読み上げます。「判決。主文、1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。」そして書記官が次の事件番号を読み上げます。続けて裁判官が判決を読み上げます。……こんなことが事件の数だけ延々と続きます。まるでチャップリンの「モダンタイムス」の一場面ようです。

世の人からすれば全く滑稽な風景ですが、現行の民事訴訟法では、これをしないと判決の効力が生じないので。【注4】法改正をするなり、便宜的な例外規約を作るなりしてもっと現実に合わせた方式に変更すればいいのと思うのですが、保守的で、頑迷な裁判所にあっては無理な注文なのかもしれません。

こんな場面に迷い込んでしまったのが、先にあげた通信 NO. 24 に書いたような出来事です。これは「チラシ裁判」を担当した東京地裁立川支部での判決言い渡しの時の出来事です。同裁判の控訴審での判決言い渡しに際して、東京高裁担当判事に上申書を提出し改善を求めました。そしてまた今回、住民訴訟の第2回口頭弁論でも似たような経験をさせられました。もちろんこの時も東京地裁の担当判事に上申書を提出しました（関心のある方は、自由と人権 HP の「住民訴訟」のページ「◆けじめとしての上申書」をご覧ください）。

一人の判事に上申書を提出することで、たとえ個別の問題として改善されたとしても、裁判所全体の課題として一般化されないというのが実態なのではないでしょうか。

【注3】民事訴訟法第251条第2項「判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。」

同法第255条「判決書又は前条第二項の調書は、当事者に送達しなければならない。」

【注4】同法第250条「判決は、言渡しによってその効力を生ずる。」

【同窓会と法曹一家】

本人訴訟を始めてから知ったのですが、東大和市の近くに住む方で、行政相手に訴訟を提起するなど、長らく闘っている方の存在を知りました。ぼくの呼びかけた集まりにも来てくれたこともあります。訴訟に及ぶ志向は異なりますが、先達^{せんだつ}のような人にあたります。その方が言っていたことです。「裁判所は司法修習生の同窓会みたいなものだ」直接口された内容とは違うかもしれませんが、その趣旨はこのようなものだったと思います。そしてやけに納得させられたことを覚えています。

弁護士・検察官・裁判官は司法試験に合格すると少なくとも1年間の司法修習を義務付けられ、試験に合格して初めて弁護士等の法曹の仕事に就くことができます。【注5】司法修習を受ける場所は都道府県各地で異なりますが、「期生」としては年度ごとに区切られます。今年度は「第77期生」ということになります。

先の「先達」の言わんとしていたことは、裁判所という舞台のメインキャストとも言うべき（民事に限って言えば）弁護士・裁判官は「期」は違えども司法修習生の同窓生のようなもので、表立っては反対の立場や中立の立場を装ってはいるが、腹の中では「ヤアヤア、お久しぶり」と声を掛け合う仲だ、ということでしょう（ここで改めて断っておきますが、裁判の「主役」は国民、とりわけ被告・原告本人でなければならず、弁護士・裁判官は「メインキャスト」であるのは表面的で、本質的には「黒子」、または「脇役」でなければならぬと考えています）。

裁判のシローとして法廷に臨むとき、そのような一面があることを、根拠はないけれど感じてしまうのは否定できません。このことは、通信 NO. 47 の「違法な公金支出に対する『住民訴訟』」における「司法は商売一湧き上がる妄想」（通信 6～7 頁）でも冗談めかして指摘しておきました。

話は飛びますが、警察関係者は在職中も退職後も仲間意識が強く、異端を許さない風土があり、時には違法性すれすれのかばい合いに及ぶことを称して「警察一家」と呼ばれることもあります。同じ司法関係者である法曹界でこれと似たようなことがないと断言できるでしょうか。しかも、裁判官・検察官と言えども退官後は弁護士として生業を続けていくことを考えれば、利益共同体である「法曹一家」が存在するのではないか、そのような「妄想」を消し去ることはできません。

つまり、弁護士報酬支払の適正化を求める東大和市住民訴訟は、利益関係者でもある裁判官が判決を言い渡すという構造になります。現行の司法制度ではいたし方がないこととはいえ、本来であれば、適正な法的判断を下すために完全な第三者による調査・尋問・検討が行われ、それに基づいた判断が示されねばならないところです。そうならない現状では、最高裁まで進まずともすでに結果は見ていると言わねばなりません。

【注 5】 裁判所法第 66 条第 1 項「司法修習生は、司法試験に合格した者【中略】の中から、最高裁判所がこれを命ずる。」

同法第 67 条第 1 項「司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。」

【「おみくじ」とマスコミ】

裁判官の権限は絶対であり（「独立してその職権を行い」）、法曹一家の下にある裁判所に訴えても勝つ見込みはないのになぜ裁判をするのかと言えば、提訴すること自体が意味があると考えからです。そのことによって行政や企業と適度な緊張感を持つことができます。これは被告とされる行政や企業にとっても決して悪いことではありません。もし不適正な実態があれば正すことができます。それに、異議申し立てがある社会のほうが健全だと考えるからでもあります。

日本国憲法第 12 条には次のように書かれています。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」（傍点筆者）つまり、自由及び権利は守り行使していないとさび付いてしまい、いつの間にか動かなくなってしまうものだという事です。そして裁判権を行使することは、「公共の福祉のためにこれを利用する」ことになるのです。

それに裁判を受けることは基本的人権の一つなのです。憲法第 32 条には次のようにあります。「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」つまり、日本ではたれでも、たとえ国籍がなくとも、未成年であろうとも裁判を受ける権利があるのです。これを利用しないのは我々の怠慢であろうと思います。

とは言え、時間と労力をかけるのだから少しぐらいは希望を持ちたい。絶望的な裁判状況の中で 2 つだけ、か細い希望を托しています。

その一つはおみくじの「吉」のようなものです。大勢の中では極少数・異端かもしれませんが、まともな判断を示す出会いがあるかもしれない。おみくじだって引かなければ絶対に当たらない。裁判だって同じです。提訴しなければそのような稀有な例に遭遇することはないのです。

もう一つは裁判所の外からの影響です。マスコミ等がこれを取り上げてくれることによって世間の注目が集まり、裁判に影響を与えてくれることです。ほとんど手にしがたい希望ではありますが、あきらめずに、できるだけ主張の発信は続けているのです。



2024 平和市民のつどいの裏で

【はじめに】

11 月 7 日の多摩地域のタウン誌「アサココ」に東大和市の「平和市民のつどい」（以下「つどい」と略す）に関するサンホセの会代表としての主張、「ほんとうの『平和市民のつどい』にむけて」が掲載されました（ここにも転載します）。また、本通信 NO. 48 にも「2024「平和市民のつどい」におけるチラシ配置拒否事件」として報告しました。どちらも同じ内容を扱ったものですが、サンホセの会を含む市民団体と市当局の交渉の経緯について説

明が不十分ではなく、サンホセの会に関することや、これまでの活動内容についても書き足りないことがあったので、補足の意味も含め、ここにまとめて書くことにしました。

なお、自由と人権とサンホセの会の主宰者は同一であり、これまで別個の団体主体として行動してきましたが、主宰者の体調の悪化もあり、可能な面に限り一体化することで負担の軽減を図ることにしました。そのため、自由と人権通信 NO. 40 からサンホセの会のお知らせや報告についても掲載することにしました。

asacoco



コスタリカ国立博物館正面(左)。1948年以前は陸軍の要塞で壁には今でも弾痕が残る(右)



東大和市の旧日立航空機立川工場変電所の壁面にも機銃掃射の跡が

東大和市は2005年

アサココVOICES

ほんとうの「平和市民のつどい」にむけて

サンホセの会代表 榎本清(東大和市)

私たち「サンホセの会」(正式名称…

「コスタリカの首都サンホセと東大和市の平和友好都市協定を実現する会」は、2018年に東大和市で開催した「コスタリカの奇跡」上映会をきっかけに誕生しました。サンホセ市にある国立博物館は1948年の内戦時には陸軍司令部の要塞であり、その壁面にある銃弾の跡が東大和市の戦災変電所(旧日立航空機立川工場変電所)の機銃掃射の跡と重なって見えたことから、またコスタリカと日本が軍隊の不保持を定めた憲法を制定しているという共通性から会の発足となったのです。

から毎年8月に、戦災変電所前で平和市民のつどい(以下「つどい」)を開催しています。サンホセの会では、第18回「つどい」からの案内パンフレットの配置や駐日コスタリカ共和国大使の平和のメッセージ紹介など、「つどい」への働きかけを行ってきました。今年も第20回「つどい」に向けて、東大和・戦災変電所を保存する会と共に会の紹介コーナーや市民アンケートの確保を要請してきました。ところが市は納得できる説明もなくこの件を認めず、その一方で、来年は市民参画の方向で考えるという矛盾した回答を示しました。当会として要請していた大使の招請等についても、同国との交流実績がないことを理由に拒否されました。戦災変電所を含む東大和市の価値向上を最優先で考えるべき市長として、全く理解しがたい対応でした。

これまでの「つどい」では市民はただの「お客さま」でしかなく、平和を求める主体的な参加とは言えません。それゆえ私たちはさらに、幅広い市民参加を求めたところからです。

その後、酷暑の中での屋外開催が見直され、急遽市民体育館内での実施に変更されました。このことにより、私たちの要請内容がすべて破算になる合理的な理由はありません。来年度以降、室内・屋外を問わず、本来は「市民のつどい」とすべく、市民の主体的参加要請を続けていく所存です。

【平和市民のつどいについて】

「つどい」は、例年8月の第3土曜日に開かれています。今年、2024年で第20回になる同行事は8月17日土曜日に開催されました。例年と違うのは、式典およびそれに伴う催し物が戦災変電所近くの市民体育館内で行われたことです。

近年の夏の暑さは尋常ではありません。午後2時から夕方まで炎天下で活動することは、参加者はもちろん、これを担う職員にとっても大きな負担になるであろうことは容易に想像が付きまします。実際にサンホセの会として2年間これに立ち会った経験をもとに考えても、室内開催はやむを得ない判断であったと思います。しかし、日が傾きかけた5時ころからであれば困難な条件は緩和されます。今年はキャンドルサービスのみ変電所前で行いましたが、肝心の式典や催し物を変電所前で行うことの意義がもう少し考えられてもいいのではないのでしょうか。

いずれにしても、市民との対話を通して、開催場所・開催時間を含めた今後の「つどい」の在り方を検討していけばよいことではあります。

先んじて報告しますが、来年度の「つどい」に関して東大和市は市民参加を考えているようです。これは「東大和・戦災変電所を保存する会」(以下「保存する会」と略す)とサンホセの会共同で東大和市長に出した「つど

い)に関する要望に対する6月28日付の市長回答【注1】で明らかになったことです。これが「つどい」企画段階からの参画になるのか、単なる部分参加になるのかは今後の交渉次第ということになるでしょう。

【注1】「令和7年度が戦後80年であることを機として、(仮称)市民協働コーナーの設置を検討したいと考えております。」

両団体に対する市長回答の全文は右のQRコードからご覧いただけます。



【サンホセの会の活動と市への要請】

「サンホセの会」は正式名称を「コスタリカの首都サンホセと東大和市の平和友好都市協定を実現する会」といい、2018年に東大和市で開催した「コスタリカの奇跡」上映会をきっかけに誕生しました。当会は、アサココにも書きましたように、またその名称からも推察されるように、第9条で非武装をうたう日本国憲法と、軍隊を放棄した憲法第12条を持つコスタリカ共和国の共通性に鑑み、ともに戦争の爪痕を残す建物を大切に保存している東大市とコスタリカの首都サンホセ市との平和友好都市協定を締結したいという思いから発足したものです。その目的は平和友好都市協定締結という一点であり、これに賛同する人たちとともに活動してきました。固定的な会員がいるわけでもなく、会の規約などありません。ただ設立の経緯から、あらゆる戦争・戦闘の終結を願い、軍事力の行使と威嚇に反対する立場から軍隊の消滅を理想とする人たちが集結してくれていると信じるものです。

現在のところ平和友好都市協定締結に関わるような直接的な行動はとっていませんが、駐日コスタリカ大使館を数度にわたって訪問し、戦災変電所の存在と保存の意義、市主催の「つどい」が20年近くも続けられている意味などをご説明してきました。また、戦災変電所をより詳しく知っていただくため、スペイン語字幕(英語解説)の変電所紹介ビデオの作成を行い、大使に進呈してきたところです。

これらの活動の甲斐もあって、今年の夏、コスタリカ共和国駐日大使アレクサンダー・サラス・アラヤ氏から第18回の「つどい」に対して平和のメッセージをお寄せいただくことができました。その内容は、8月の「つどい」会場でも紹介されました。今年の4月には大使自ら戦災変電所見学にお越しいただき、同施設を見学されました。このことで戦災変電所に対する一層のご理解を得られたことと思います。

わたしたちはこれに力を得て、今年度はコスタリカ大使を「つどい」に招請いただくか、少なくとも、昨年に引き続き平和のメッセージをお寄せいただくよう大使館に対し依頼するよう市長に求めてきました。また、「保存する会」と共に「つどい」会場において市民活動コーナーとしてのテント設置のお願いをしてきました。

一地方自治体である東大和市が主体的、自立的に平和活動としての「つどい」を実施することの意義は十分に認めつつも、現行の事業は「官製平和市民のつどい」とも言うべきもので、企画・運営に関して市民の主体的な関与はほとんど見られません。市民は会場に「お客」として参加するか、わずかに催し物の出演者として登壇するのみです。これでは、平和を希求する市民の主体的なかわりと呼ぶにはあまりにも心もとないものです。

いっぽう「つどい」は市民から集めた税金を使用しての行事であり、市民がその内容等に関与することは一定の権利として担保されなければならないものです。サンホセの会案内チラシの配置を求めてきたのも、コスタリカ大使の平和のメッセージの仲介をしてきたのもそのような認識、立場からのものです。今回の市に対する要望は「お願い」という形をとりましたが、同じ意味から実質的には要請と言うべきものでした。

【東大和市長の対応】

ところが市長の対応は意外なものでした。

戦災変電所前の広場での「つどい」を予定していた段階(市民体育館内での式典実施が課題にもあがっていない段階)の6月28日付の「保存する会」・サンホセの会への市長回答(上記参照)は、市民テントの設置は行わないが、来年度は戦後80年になることから「(仮称)市民協働コーナー」の設置を検討するという、内容的に全く矛盾するものでした。市民テントの設置が不可能な理由として、予算措置に基づき事業計画を進めていることを挙げていますが、本要望を提出したのはそのようなことも見越して5月28日に提出したのです。まだ実施日には3カ月もある段階での話です。予算措置と言っても、改めてその組み直しや増額を検討する必要はなく、市の保有しているテントを一張用意すればいいだけの話です。やる気があれば決してできないことはありません。

また、サンホセの会が独自に求めていた「つどい」へのコスタリカ大使の招請、ないし大使による平和メッセージの発出を大使館に依頼することについても、同日付の市長回答で、市としてコスタリカとの交流の積み重ねがないこと、警備・救護上の困難を理由に拒絶されました。警備や救護はしかるべき部署、すなわち警察や消防に依頼

すれば済むことで、これとても理由にはなり得ません。昨年は大使のメッセージが会場で披露され、今年の4月には大使ご自身が戦災変電所を見学もしているのです。市長の対応は、これらを一市民団体の活動として、いっさい無かったこととして目をつぶることに他なりません。変電所の価値を高め、東大和市の平和を求める心を発信するまたとない機会であるにもかかわらず、これを活かさないばかりか無視するなど、市の代表者としてあり得ない対応です。

そもそも現在の戦災変電所があるのも、その保存の重要性を指摘してきた市民運動の存在が大きいことを忘れてはなりません。戦災変電所を紹介する市のホームページにも次のようにあります（太字は引用者）。

変電所を含む工場の敷地は都立公園として整備されることになり、変電所も取り壊される予定でしたが、地域住民や元従業員の方々の保存運動が実を結び、変電所の建物はそのままの場所で保存されることになりました。

（「戦災建造物 東大和市指定文化財 旧日立航空機株式会社変電所」 ページ番号 1006102 更新日 2024年5月7日）

その結果として、1995年10月1日に「変電所」を東大和市の文化財として指定することとなり、都内でも数少ない戦災遺構としてその存在が認められているのです。市民団体の活動を、市とは無縁であり、「公式に当該国との交流の積み重ねがない」とする考え方はあまりにも短絡的です。

サンホセの会に対する6.28市長回答の全文は右のQRコードからご覧いただけます。



【担当部課長との面談】

このことにつき7月9日、「保存する会」の中野志乃夫さん（市議）とサンホセの会のわたしとで、「つどい」の実質的な運営主体である教育委員会生涯学習課（以前の社会教育課）の岩野課長と田口教育部長と面談を持ちました。

来年度は市民参加を検討するという前向きな姿勢に反して、会場内に市当局による市民テントを認めず、市民団体として独自に都と掛け合って近くにテントを設置すればよいという物言い（田口教育部長）でした。また、これまで2年間「つどい」会場内テントに案内チラシの配置を認めてきたことさえも今年度は認められないとするに至っては、到底納得できることではありませんでした。

中野さんは議員としての立場もあるのか、これが新市長の方針であるのだとしてそれ以上追及することはなかったのですが、わたしはなおも食い下がりました。これまで2年間何の問題もなくチラシ配置を認めてきた事実に対して、田口部長はチラシ配置の許可の有無というあり得ない論点を持ち出してきました。もし仮に担当者がこれを認めていなかったとして、当会が勝手にチラシを会場内に配置するなどということができるのでしょうか。そのような場合は当然のこととして担当者が撤去を要請するはずですが、しかし現実的には会場内で友好的にチラシ配置を行ってきており、その事実が2年間続けてこられたことが担当者がこれを認めてきた何よりの証拠ではありませんか。現に目の前にいる現場担当者である岩野生涯学習課長も去年はこれを認めてきたのです。また一昨年は社会教育課長（「生涯学習課」と改名する以前の課名）の許可も得ているのです。田口部長はそれ以上言い逃れができず、「現状としてはそのようにしか答えられない」との結論でした。

このように言うしかないということは、チラシ配置に関してまで市長の意向が働いているということになります。これは名目上の市長決済とは異なる個別の事案に関する市長の不当な介入であり、権力の濫用と言うべきものです。「市長判断とするなら市長をこの場に呼べよ」とまでわたしは言いました。チラシ配置という現場担当者の判断で何とでもなることに対し、市長がこれに待ったをかけてくる、そのことが背景に政治的な思惑があると感じさせるに十分なことです。

コスタリカ大使の招請やメッセージ依頼にしても、田口部長は市が国や都を飛び越えて一国の大使を迎えることに疑念を示していましたが、規模は違えども広島市でも長崎市でも平和祈念式典は市が主催し、海外の代表をも招いています。今年はイスラエルの招待をめぐる判断の違いと関係国の不参加という事態もありましたが、市が国の代表を招くことに何ら差し障りがあるはずはありません。東大和市の戦災変電所をめぐることは、「西の原爆ドーム、東の変電所」（2015年8月1日 東やまと市報戦後70年平和特集号）と市自らも表現しています。これくらいの気概があれば、コスタリカ大使を招請することなどはむしろ当然のことではありませんか。全く理解できないことだらけです。

【市長への公開質問状、そして】

上記の交渉と直接の関連があるか否かは定かではありませんが、7月下旬になって市は「つどい」を市民体育館内で行うことを急遽決定しました（7.25 市長回答で判明）。これは初めに書いた通りです。理解できないことはありませんが、このことが固定化されることには少々疑問もあります。

2度目の市長回答（7.25）以前の7月12日、6.28 市長回答、ならびに7.9 担当部課長との面談内容を承服しかね、怒りも冷めやらぬまま市長に公開質問状を提出しました。その内容は①コストリカ大使の招請、②市民テントの設置、③サンホセの会案内チラシの配置の3点です。

これに対する市長の回答は締め切り間際の7月25日に届きました。大使招請については従前と同様の理由から行う意思のないこと、「つどい」式典会場が市民体育館内になったにことに伴い、テント設営、チラシ配置は受けられないことを伝えてきました。全くお話にも何もなりません。もし仮に室内開催になったことにより多忙を極めているとしても、そのことを理由にすべてが白紙になる正当な理由にはなりません。少なくともチラシの配置ぐらいいはしようと思えばどうとでもできることです。つまり、チラシは置かせないという結論先にありきなのです。交渉で不当性を追求されても担当者は答えられず、市長は担当者に決定のみ押し付けて、自らは前面に立って説明しようとはしない。権力・権限を持つ者のこ狡さを感じさせる一幕です。

7.25 市長回答に対するサンホセの会としての見解は右のQRコードからご覧いただけます。



今年の「つどい」は以上のような経過をたどって行われたのですが、わたしたちは「つどい」が開かれている市民体育館前で、市長回答と共にこれまでの経緯とサンホセの会として見解を示したチラシを配布しました。

「つどい」自体は初めての室内開催ということもあって、参加者は意外と少なく、市の少年少女合唱団がコンサートを披露するために最後に来場したさい、やっと会場が埋まったような具合でした。

【追記】

後日（7月30日）にこの経緯を行政不服審査会に審査請求しましたが、8月20日付で審査請求不適法を理由に審査庁である和地仁美東大和市長から却下の決裁書が届きました。予想内のことではありましたが、次の対応についてはまだ検討中です。



東大和ローカル

東大和市役所 市民団体配布物の適正化について

1、これまでの市民団体配布物の扱い

東大和市役所関係（市役所ロビー・市民センター・集会所等）、教育委員会関係（体育館・博物館・市民会館・公民館・図書館）は秘書広報課、地域振興課、生涯学習課、中央公民館、中央図書館等に持参すればすべて配置が可能でした。つまり、すべて市役所敷地内で配布が完結していました。

これらを一つの窓口で一括して扱うようにしてもらえれば、更に利便性が増すところですが、事態はこのよう願いと反対の方向に進められています。

2、本年4月からの扱い

上記配布先のうち、市民センター・集会所等への配布のための窓口が、今年4月から市役所内の地域振興課から清原市民センターに変更になったのです。清原市民センターと言えば市内南東部の端に位置し、決して利便性の良いところではありません。年配者が自転車で行くとすると大変です。さらに雨にでもなれば想像以上の負担を強いられます。市民に過重な負担を強いることになり、市民サービスの後退と言われても仕方ありません。しかも問題はこれだけではないのです。

3、遠くに運んで配置は遅滞

4月以前よりも遠方に配布物を運んで配置が早くなるのであればまだしも、実態は正反対です。これまでは地域振興課に持っていけば、遅くとも次の交換便の日（毎週水曜日と金曜日）には各センター・集会所等に配置されていました。

ところが清原市民センターに運び込んだ配布物は、交換便がある水曜と金曜に本庁舎である市役所に運び込まれ、その後に次の交換便がある金曜か水曜に各センターや集会所等に配ることになるのです。つまり、これまではワンステップで配置されていたものが、ツーステップで配置されるため、今までの倍の時間がかかってしまうのです。期限を定めた募集や催し物のお知らせなどは、タイミングが悪いとぎりぎりの周知になってしまう恐れもあります。

4、どうしてこうなったか

地域振興課長の説明によると、組織替えがあり、そのために配置の権限を持つ者が清原市民センターに異動したためとのことです。この説明で納得できるでしょうか。

「配置の権限を持つ者」といいますが、配布物の申請受付に特別な資格や技術があるとは思えません。営利を目的にするものや、特定の党派・宗派の宣伝を目的にするもの（これですらその根拠法があいまいです）に抵触しなければ（役所の基準に照らしても）配布して何ら問題はないはずで。

幼稚園の園児募集のような営利目的のチラシ・ポスターは規制せず、市民活動による催し物に対し、地域の顔役や議員の苦言を受けてやれ政治的だとか、政権政党の（つまり政府の）批判はけしからんだとかの理由で、規制・妨害される違法行為はよく聞くところです。このような違法な行為こそやめるべきです。

5、何が問題か

いちばん問題なのは、組織優先で市民のことが全く考えられていないことです。遠くまで足を運ばせて配置が遅れることがどれだけ市民にとって不便なことか、少しでも考えたらわかるはずで。この度の変更は、市役所の業務は市民のためにあるのだという基本的な押さえがなっていないことを物語っています。

6、どうすればいいか

この件に関して言えば、4月以前の体制に戻せばいいのです。それでもまだ受付窓口の1本化などの課題は残りますが、市役所敷地内で全ての配布物の受付が完了するという事は市民にとって望ましいことです。

自由と人権では地域振興課長に対し請願書を提出する予定です。単独でも提出するつもりですが、本件で不便を被っている市内の団体があれば連名で提出したいと考えています。請願を出したからと言って即座に元の体制に戻るとは思えませんが、まずは声を上げることが肝要です。

請願書の文案は以下のQRコードからご覧いただけます。内容について協議の上、必要に応じて変更することもあり得ます。どうぞ本通信表紙の連絡先に声をかけてください。

請願原案はこちら



サンホセの会 12月定例会

【日時】12月15日（日）

午後1時30分～3時30分

【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】2024 平和市民のつどいに関して
市民団体配布物の適正化について

※オンライン参加希望の方は13日までにご連絡を

住民訴訟 控訴審第1回口頭弁論 (東大和市弁護士成功報酬違法支出事件)

【日時】12月19日（木）11時

【場所】東京高裁 812号法廷

【集合】同法廷控室 10時45分

【最寄駅】東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線
「霞ヶ関駅」下車



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

【後記】今号はローカルな話題が多くなってしまいました。少くくはよそでも共通する内容もあろうと勝手な理屈をつけて掲載しました。まだまだ言い足りないことは多いのですが、それは次の機会に譲ります。